

市町村合併問題調査特別委員会 設置される

本町議会は、これまで、合併協議会の設置等、合併に係る諸問題について検討・協議してきた。現在、本町は、曾於南部四町による枠組みの中で合併の協議がなされているが、これからも、合併に関し、さまざまな問題が出てくることが予想される。よって、これらの問題に対し円滑に対応するため、市町村合併問題調査特別委員会を設置するものである。

- 一 名称 市町村合併問題調査特別委員会
- 二 設置の根拠 地方自治法第百十条及び委員会条例第五条
- 三 目的 市町村合併問題及び広域行政に関する調査
- 四 委員の定数 本特別委員会は、議長を除く委員十九人で構成する。
- 五 調査期限 市町村合併問題調査特別委員会は、三に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

志布志町・有明町・大崎町合併 協議会の廃止について

曾於南部合併協議会の設置により、廃止されたものです。

◎陳情・意見書関係

「義務教育費国庫負担制度」堅持に関する陳情書

この陳情は、大崎町仮宿一七七二番地六 安原基弘氏から提出されたもので、議会では、陳情の趣旨を妥当と認め採択し、関係各機関へ意見書を提出しました。

国産材政策に関する陳情書

この陳情は、県森林組合連合会 代表理事 平瀬戸 茂氏他三名から提出されたもので、議会では、陳情の趣旨を妥当と認め採択し、関係各機関へ意見書を提出しました。

WTO交渉への意見反映に関する 陳情書

この陳情は、大崎町永吉四二一八番地 吉永耕二氏他一名から提出されたもので、議会では、陳情の趣旨を妥当と認め採択し、関係各機関へ意見書を提出しました。

「三位一体の改革」の早期実現 に関する意見書の提出

議員発議により提出されたもので、各関係機関へ提出しました。

◎人事案件

監査委員の選任について

上村幸次議員の監査委員辞職に伴い、大崎町永吉七一五番地一 前田俊行氏（五十六歳）を同委員に推薦することに同意しました。